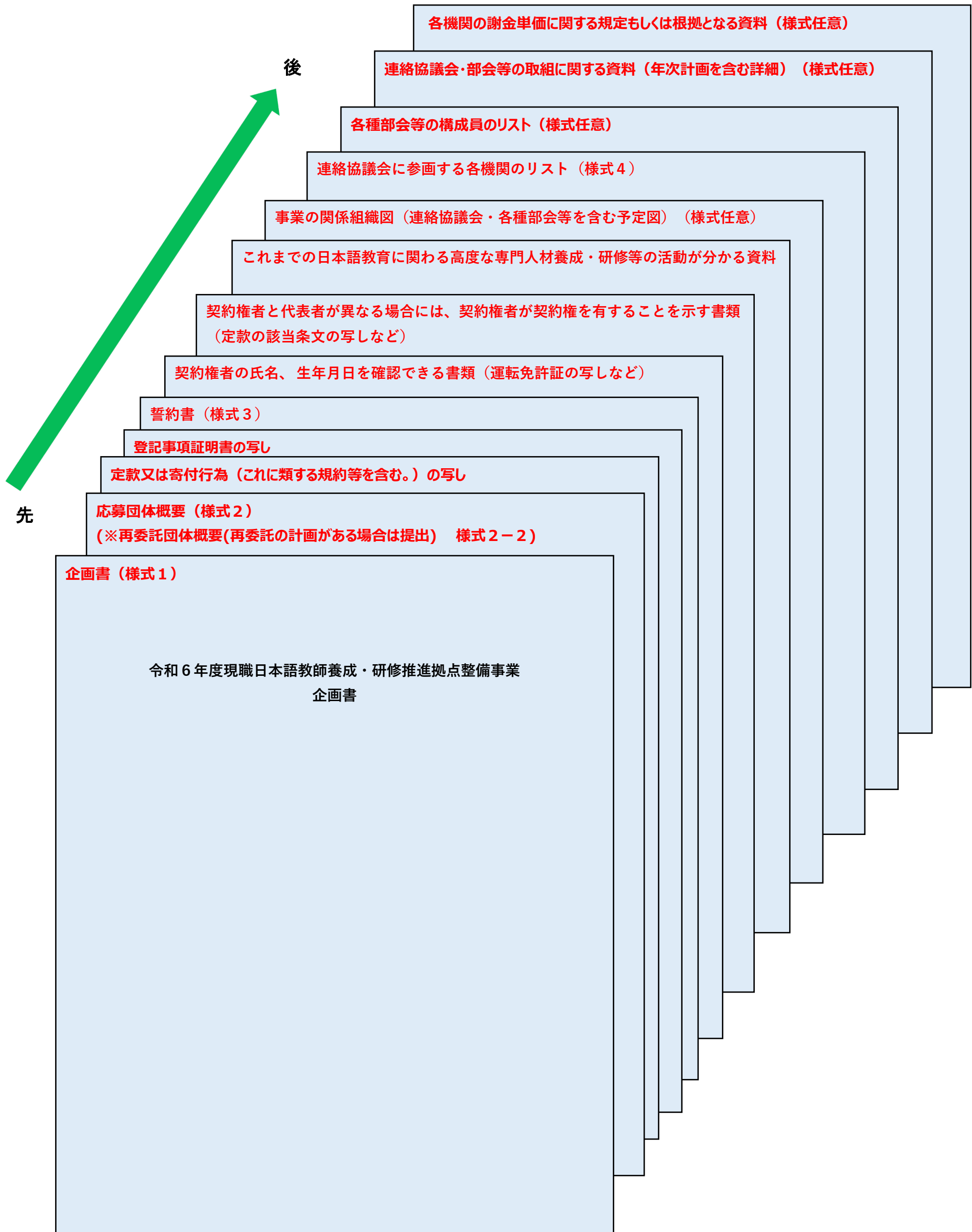


・データは以下の順番となるように、設定してください。



※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、上記とあわせて写しを提出すること。